

令和4年 第6回

苓北町農業委員会総会会議録

## 令和4年第6回 芥北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年5月9日（月）  
午前9時30分から午前10時15分

2. 開催場所 芥北町役場2階庁議室

3. 出席者  
（農業委員）

1番 林田 道久                      2番 宮崎 志武

4番 福田 健治

5番 荒木 義孝                      6番 瀬形 茂

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員（1名） 3番 田嶋 郁美

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第4号 農地利用集積計画の認定について

日程第3. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 松井徹也 局長補佐 川原大輔 主事 松野 巧

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和4年第6回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆さん、おはようございます。

本日は皆様ご多用の中にご出席賜りまして誠にありがとうございます。一人お見えでないですけども定刻になりましたので早速始めたいと思います。

皆様ご存じのように今回は3年ぶりに今までコロナ渦で移動が制限されておりましたが、その移動制限がなくなって自由に行動してもよいですよというようなことをございました。そうした中でやはり人流というのはコロナを持ってきたり持っていったりするものだなというものを痛感しているところをございます。やはり推移が高くなっているようをございます。今一度皆さん気を引き締めて原点に帰り自分で守る、相手も守るといった気持ちを持っていただきたいと思ひます。苓北町でも忘れた頃にぽつりぽつりと出てまいりますけど、お互いにしっかりと予防対策をとって頂きたいと思ひます。

また、4月23日知床沖で観光船が沈没いたしました。よくよく調べていくと安全管理を怠っていたが故の事故で、これは人災と言えるんじゃないかというような報道がなされておりましたが、まだ全ての人が発見されたというようなところまでは至っていません。家族の方の気持ちを考えますといかばかりかというような気がいたします。一刻も早く家族の元に帰られることを切に願っているところをございます。

先月も挨拶の中に織り込んでおりましたけれども、ロシアのウクライナに対する侵攻がますます激しくなっております。5月5日はこどもの日をございましたが、その被害を受けられた中にはたくさん子ども達も含まれていただろうという感じがするわけなんですよね。実際そうであろうと思ひます。無差別に学校や病院なども攻撃しておりますので、本当に痛ましいことだと私は思っております。193カ国の加盟で成り立っております国際連合が今本当に機能しているのかなというのを最近つくづく感じておるところをございます。一刻もですね、地球全体の平和が戻ってきますことを本当に心から願っている次第をございます。

本日は皆様、よろしくお願ひしいたします。

事務局

ありがとうございました。

本日は田嶋委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願ひします。よろしくお願ひ致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の荒木委員さんと6番の瀬形委員さんにお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第4号 農地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第4号 農地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。

令和4年5月9日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

3ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規として16件ございます。

詳細は次の4ページ、5ページに記載しています、田8筆、畑8筆合計12,445㎡です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案の4ページ、5ページに記載しております。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

各要件につきましては、

一 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

二 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

三 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

四 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

以上が要件となりますが、今回利用権設定を受ける方は、これまで認定農業者として夫婦で農業を営まれてこられました。ご主人に不幸がありまして、引き続き奥様がその地盤を引継ぎ農業をされていかれるということです。各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

新規になっているんですけど、利用権移転ではないんですか。

事務局

ご主人さんが亡くなられたことによって、そもそもの利用権設定が終了になるので新規となるようです。

瀬形委員

これは農業者年金の関係でということもありますか。

事務局

そういうこともあります。

瀬形委員

分かりました。

議長

ほかにありませんか。

林田委員

はい。

議長

林田委員。

林田委員

利用権を設定される方は、農業者年金の関係で耕作ができなくなってしまうでしょう。だからこれは子どもさんからの申請にならばんとやかかな。

事務局

利用権の設定を受けられていた方が亡くなられたので、一回お父さんに戻ったということです。契約が一度破棄になったということです。

元々利用権はお父さんが持っておられましたので、息子さんが亡くなったことで一度利用権設定がなくなって、また、お父さんから娘さんに利用権を設定するということです。

議 長

ほかにご意見ございますか。

(ありません。の声)

ご意見がないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について

2. 農地等の利用の最適化に関する指針について

次回、令和4年第7回総会は、令和4年6月9日(木)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

瀬形委員

・未契約農地の掘り起こしについて

議 長

・人・農地プランアンケートについて

・人・農地プランの実質化に向けた地域座談会について

- ・非農地判断、非農地化について
- ・農用地利用配分計画の認可について

福田委員

- ・農地パトロール結果の有効活用について

林田委員

- ・字図の提供について
- ・遊休農地の現状について

議 長

ほかはないようでございます。  
農業委員会の議題は以上でございます。  
以上をもちまして、令和4年第6回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時15分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員